平成２９年（フ）第３３号
滋賀県長浜市南田附町149番地12　ソレイユイズミⅠ202号室
債務者　田尻　良次
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
大分県別府市石垣東８丁目５番17―203号南須賀コーポ
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　陽二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２１１号
山形県天童市田鶴町４丁目16番10号　松田住宅
債務者　関　　弥生
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６８号
名古屋市名東区新宿１丁目310番地　名東新宿寮
債務者　ふじでんき高針店こと　山北　春雄
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目10番12号（101）
債務者　伊藤　伸二
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８号
北九州市戸畑区中原西２丁目２番21号
債務者　益川　卓也
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３９号
北九州市八幡東区春の町２丁目７番８―201号
債務者　和泉眞千子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５０号
北九州市小倉北区山門町５番30―604号
債務者　森田絵里菜
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７３８号
さいたま市岩槻区大字村国582番地19
債務者　渡部　秀世
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５００号
愛知県碧南市栗山町１丁目61番地　棚尾マンション106号
債務者　安藤　　修
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
愛知県安城市城南町２丁目５番地13
債務者　倉橋　幸男
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
愛知県豊田市陣中町２丁目９番地１　東秀苑203号
債務者　江頭　駿平
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５号
福岡県行橋市行事３丁目29番１―404号
債務者　湊　　諒平
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第６号
福岡県行橋市行事３丁目29番１―404号
債務者　湊　　麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目６番地15（県営住宅向山団地２―201）
債務者　西本　裕介
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６７５号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目29番地50　カリナン末吉101号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目５番地６　ファランジュ東毛呂102号
債務者　星　さよ子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３号
埼玉県飯能市大字原市場355番地４
債務者　山中　　忍
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部